

覚

書

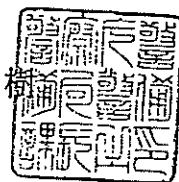
警察庁丁備発第88号

外経協政第224号

平成5年4月28日

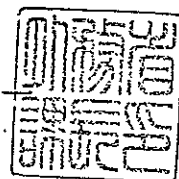
警察庁警備局警備課長

西山正



外務省経済協力局政策課長

北島信



国際緊急援助隊要員として指定された警察官等に対して発給される
数次往復用公用旅券の管理につき下記のとおり了解した。

記

1. 標記公用旅券は、警察庁警備局警備課がその責任において一括して保管・管理し、援助隊として派遣される都度当該隊員に手交し、用務終了後直ちに預け入れさせるものとする。
2. 本件公用旅券は、原則として国際緊急援助隊に関する国の用務で派遣される場合にのみ使用させるものとし、本件以外の任務で使用する必要が生じた場合にはその都度外務省と協議するものとする。
3. 本件援助隊の派遣要員としての指定が解除された者については、速やかに当該旅券を外務省に返納するものとする。